様式第2号(第4条関係)

確　約　書

　安中市在宅高齢者見守り支援体制整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく支援を受けるに当たり、次の事項を確約します。

1　要綱第9条各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに通報装置を返却します。

2　緊急通報の受信対応により警察、消防等が現場に到着した際、住宅内から応答が無く、かつ、施錠されているときには、安否の確認又は救助を行うために住宅に立ち入ることを認め、立ち入る際にドア、窓等を破損しても破損の責任を問いません。

3　通報装置（遠隔操作用ペンダントを含む。）を破損し、又は紛失した場合の修理費等及び電話回線の点検に係る費用は、私又は私の親族が負担します。

4　緊急通報があった際に円滑な対応を行うため、安中市が私の情報（緊急連絡先の情報を含む。）を関係機関及び要綱第2条第4項に規定する委託先に伝えることを承諾します。

年　　月　　日

　安中市長　様

住　　　　所

（フリガナ）

氏　　　　名